

第 866 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 866 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 866 回紫波町農業委員会総会は、令和 8 年 2 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 8 年 2 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分から 午後時分

2 開催場所 紫波町役場 201 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について

日程第 11 議案第 8 号 令和 8 年度の紫波町農作業料金の標準額の決定について

4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君 3 番 大沼仁志 君 4 番 鈴木芳勝 君

5 番 山田 譲 君 6 番 佐藤武士 君 8 番 高橋伸夫 君

9 番 横沢一則 君 10 番 佐藤廣志 君 11 番 工藤姫子 君

12 番 岡市充司 君

5 欠席委員 (2 名)

2 番 若菜千穂 君 7 番 菅川 正 君

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

主任 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 866 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

それでは本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、7番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において6番 佐藤武士委員、8番 高橋伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定について

は、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が24件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が7件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして4ページをご覧ください。報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が17件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案8ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、2月16日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく願います。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番と2番は、譲渡人が体調不良で耕作できなくなったため、農地を手放したいとの意向により、付議番号1番は組田の相手方に、また付議番号2番は以前から農地の作業を委託していた方に農地を売却するものです。1番の譲受人は、農機具一式を所有する認定農業者であり、2番の譲受人も農機具一式を所有している農業者であり、問題がないと思われます。

付議番号3番は、譲渡人が相続で受けた空き家と宅地に付随する農地を売却するものであり、譲受人は仕事場として購入するものです。対象となる農地は宅地と同一に管理することが妥当であると判断いたしました。取得後は菜園として自家用野菜を作付けする計画であり、適切な管理がされると思われます。

付議番号4番の農地は、相続人不在となった農地を売却して整理するものであり、農地を買い受けるのは農事組合法人であります。当該農地は基盤整備地域に属しており、現在は区画整備が完了し、効率的な作業が可能となっている農地です。農地を取得する譲受人は地域の中心となる法人であり、適正な利用がされるものと思われます。

農地調整小委員会では、この案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議案件です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案10ページになります。議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請についてのご説明をいたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、2月16日の農地調整小委員会でご審議いただき、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定された要件を満たしているこ

とをご判断いただいております。決定の上は4月7日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番の借受人は、農地の規模拡大を希望していたところ、所有者が体調不良で耕作を休んでいた農地があり、意向を確認して契約することになったものです。借受人は、農業経営の規模拡大に意欲的であることから、今後は地域の担い手として期待されます。

続いて、付議番号2番から17番までが新規案件ですが、農地の所有者の体調不良、後継者不在等の理由により、近隣農地を耕作している農業者への依頼、または認定農業者及び大規模農家、営農組合組織等が集積をするため、問題がないと判断いたしました。

また、付議番号18番以降の農地の借受者は、農業経営基盤強化促進法の相対契約から中間管理事業に移行、または中間管理事業の契約更新をするものであり、これまでも同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

付議番号1番から33番までの案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 18 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請についてご説明いたします。

（議案書朗読）

この案件につきましては、2 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は 4 月 7 日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番の農地は、基盤整備地域に属しており、区画が整備された同一所有者の農地を借り受けて、農地の集約を図るものです。借受者は地域の担い手となる認定農業者であり、営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案は 19 ページをご覧ください。別添調査資料は 9 ページでございます。申請件数は 1

件です。

(議案書朗読)

本案件につきましては、1月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果を報告願います。

4番委員。

○4番(鈴木芳勝君)

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、1月16日に畠山佳正推進委員、北田利康推進委員、事務局と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

現在、現地はブロック塀に囲まれ宅地と一体化しており、先ほど話があったとおり小屋が建っていました。周辺農地への影響はなく、このまま使用して支障がないと見てまいりました。

以上になります。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任(藤根あけみ君)

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。議案20ページをご覧ください。また、別添調査資料は10ページからとなります。申請件数は1件です。

(議案書朗読)

以上の案件につきまして2月16日に現地調査を実施しております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5 番委員。

○5 番（山田譲君）

議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、2 月 16 日に吉田夏生推進委員、阿部浩智推進委員、事務局長と私の 4 人で現地調査をしましたので報告いたします。

本件は、農家住宅を建てる案件になります。既設の住宅の建て替えを義母が承諾しなかったため、新たに宅地に隣接した場所に建てるものです。現地は庭木や花が植えられていますが、周辺の農地への影響もなく転用に支障なしと見てまいりました。

以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法第 4 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。議案 21 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 13 ページからとなります。申請件数は 7 件です。内訳は所有権移転が 6 件、賃貸借によるものが 1 件となります。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして 2 月 16 日に現地調査を実施しております。各案件とも調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5 番委員。

○5 番（山田譲君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、2 月 16 日に吉田夏生推進委員、阿部浩智推進委員、事務局長と私の 4 人で現地調査をしましたので報告いたします。

付議番号 1 番は、宅地化が進み周辺を宅地に取り囲まれた農地です。周辺農地への影響はないと見てまいりました。

付議番号 2 番は、県道 46 号線に接する場所であり、■■■■が物流倉庫の現場工事事務所を建てようとするものです。周辺農地への影響はないと見てまいりました。

付議番号 3 番から 6 番は、■■■■■■■■がオークション車両の置場にしようとするものです。周辺は耕作されておらず、農道と水利も変わらないため、転用は支障なしと見てまいりました。

付議番号 7 番は、隣接する建物の駐車場として一体的に利用しようとするもので、周辺農地に影響はなく転用は支障ないと見てまいりましたが、一部工事着工のあとが見受けられました。

以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案 24 ページをご覧ください。

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきまして、農政小委員会でご審議いただいております。農政小委員長のご報告によりご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会

において審議しておりますので、横沢農政小委員長より審議の経過について報告をお願いします。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について農政小委員会の審議経過についてご報告いたします。

本日の対象地は 7 年度に非農地判定の要望があったもののうち、地域推進班の調査により、「山林化しており再生は困難である」と報告が出されたものになります。

課題となっている空き家対策へ協力して取り組んでいく必要があります、また、鳥獣被害対策など山林整備事業の対象にするため非農地とする要望が増えております。

農政小委員会では、当該農地について非農地判定をし、地目変更することが土地の適正利用として妥当であると判断いたしました。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

横沢小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 11 議案第 8 号 令和 8 年度の紫波町農作業料金の標準額の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第 8 号 令和 8 年度の紫波町農作業標準料金の設定について、ご説明いたします。議案 26 ページでございます。次ページに添付しております、別表の令和 8 年度紫波町農作業標準料金表（案）をご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、農政小委員会で検討した上で、紫波町農作業標準料金検討会で協議いただいております。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会及び、紫波町農作業標準料金検討委員会の意見を踏まえ、案を作成しておりますので、横沢農政小委員長より審議の経過について報告をお願いします。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 8 号 令和 8 年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、農政小委員会、紫波町農作業標準料金検討会での審議経過についてご報告いたします。

2 月 3 日に行った農政小委員会の審議内容、2 月 13 日に委託者、受託者、学識経験者 16 人で行った紫波町農作業標準料金検討会での審議経過についてご報告いたします。

はじめに人力の部について、農政小委員会では、岩手県最低賃金の上昇率が大きく 1,031 円となり、全市町村 1,000 円を超すという国の目標に到達しており、1,031 円の円単位を切り上げた 1,040 円で提案しました。

高度作業とオペレーターについても、しばらく 1,500 円を据え置いてきたことから 1,600 円に上げ、提案したところ検討会では異論なしということでした。

次に機械の部については、資材、燃料の高騰が続いていることによりほぼすべての作業において昨年よりおおむね 5%アップで提案いたしました。

新たな項目として要望があった「収穫作業のソバ」を追加し、乾燥作業へのフレコン持ち込みについて明記しました。

箱苗は農協の試算によりますが、うるちはひとめぼれを基準とし 840 円、銀河のしずくは 850 円、モチは 870 円とし昨年より 30 円から 60 円ほど上がっています。

検討会では反対意見はありませんが、代掻きの精度、未整備ほ場での料金の調整をどの程度明記すべきか、といった課題が出されました。

以上が、農政小委員会、紫波町農作業標準料金検討会での審議経過であります。

○議長（岡市充司君）

横沢小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 8 号 令和 8 年度 紫波町農作業料金の標準額の決定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 866 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 41 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員